

入 札 説 明 書

件名 令和8年度土砂災害対策事業（緊急浚渫推進事業）沼の沢川砂防えん
堤浚渫業務委託

担当部局等

〒993-8501 長井市高野町二丁目3番1号
置賜総合支庁 建設部

契約担当	西置賜建設総務課経理係	電話番号0238-88-8222
工事担当	西置賜河川砂防課工事・維持調査担当	電話番号0238-88-8233

令和8年度土砂災害対策事業（緊急浚渫推進事業）沼の沢川砂防えん堤浚渫業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

目 次

1 入札日程等【入札日程等一覧】

- 1-1 電子入札の日程等
- 1-2 書面入札の日程等

2 入札参加資格関係

- 2-1 入札参加者の資格
- 2-2 入札参加資格の確認等
- 2-3 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

3 入札関係書類等の取扱い

- 3-1 設計図書の閲覧及び貸出し
- 3-2 設計図書等に対する質問
- 3-3 質問の回答等に関する注意事項

4 共通説明事項

- 4-1 入札及び開札
- 4-2 入札の辞退
- 4-3 公正な入札の確保
- 4-4 入札の効力
- 4-5 落札者の決定方法
- 4-6 入札の延期、中止等
- 4-7 再度入札
- 4-8 契約書の提出
- 4-9 異議の申立て
- 4-10 その他

5 書面入札手続の取扱い

- 5-1 書面入札の承諾手続
- 5-2 書面入札の場合の入札手続
- 5-3 開札への立会い
- 5-4 その他の事項

6 添付書類

なし

※ここに記載された申請書、確認資料及び契約書等の標準様式は、以下のアドレス（山形県ホームページの中の「入札・契約関係様式ダウンロード」）からダウンロードすることができるほか、書面入札の承諾を得ている者から請求があった場合は担当部局において交付する。

（アドレス https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsu-jouhou/nyuusatsu-jouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsu-jouhou/kn/dl.html）

1 入札日程等【入札日程等一覧】

1-1 電子入札の日程等（事後審査）

業務名	令和8年度土砂災害対策事業（緊急浚渫推進事業）沼の沢川砂防えん堤浚渫業務委託		
手 続 等	期間・期日・期限等	場 所	手続の方法
入札参加資格 確認申請の受付	入札公告5(1)及び(2)のとおり	山形県電子入札システム	2-2 入札参加資格の確認等
設計図書の閲覧 及び貸出し	令和8年9月29日（火） ～ 令和8年10月14日（水）	山形県電子閲覧システム	3-1 設計図書の閲覧及び貸出し
設計図書等に対する 質問受付	令和8年9月29日（火） ～ 令和8年10月6日（火）	山形県電子入札システム	3-2 設計図書等に対する質問
上記質問に対する 回答書の閲覧	回答を行った日から 令和8年10月14日（水）まで	山形県電子入札システム及び 置賜総合支庁建設部 西置賜建設総務課 閲覧室	3-2 設計図書等に対する質問
入札書の受付	入札公告1(1)及び(2)のとおり	山形県電子入札システム	
開札	入札公告1(4)のとおり	入札公告1(3)のとおり	
入札参加資格 確認結果通知	令和8年10月19日（月）		
非資格理由 説明要求	令和8年10月22日（木） 午後4時まで	山形県電子入札システム	2-3 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等
非資格理由に係る 説明の回答期限	令和8年10月26日（月）		
上記期間は、特に指定する場合を除き、県の休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（山形県電子入札システムによる手続については、午前8時から午後10時まで）とする。なお、山形県電子閲覧システムによる閲覧については、終日とする。			

※ 「県の休日」とは、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）

1-2 書面入札の日程等 詳細は、【5 書面入札手続の取扱い】による。

承諾手続等	期限等（県の休日及び正午から午後1時までを除く。）	
	電子入札利用者登録なし	電子入札利用者登録あり
書面入札参加承諾願	令和8年10月8日（木） 午後4時まで	令和8年10月14日（水） 午後4時まで
承諾（不承諾）通知	令和8年10月13日（火）	入札書受付締切日時前
※契約担当あて提出するものとする。		

手 続 等	期間・期日・期限等	場 所	手続の方法
入札参加資格 確認申請	1-1電子入札の日程に同じ	契約担当	5-2 書面入札の場合の入札 手続
設計図書の 閲覧及び貸出し		置賜総合支庁建設部 西置賜建設総務課 閲覧室	5-2 書面入札の場合の入札 手続
設計図書等 に対する質問受付		契約担当	5-2 書面入札の場合の入札 手続
上記質問に 対する回答書の閲覧		置賜総合支庁建設部 西置賜建設総務課 閲覧室	5-2 書面入札の場合の入札 手続
入札書の受付	1-1電子入札の日程に同じ	契約担当	
開札		入札公告 1 (3) のとおり	
入札参加資格 確認結果通知	1-1電子入札の日程に同じ		
非資格理由 説明要求		契約担当	2-3 入札参加資格がないと 認められた理由の説明 要求等
非資格理由に係る 説明の回答			
上記期間は、特に指定する場合を除き、県の休日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。			

2 入札参加資格関係

2-1 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格確認日（様式第1号 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日（落札決定が保留された場合は当該落札決定の時）までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 「次のいずれにも該当しない者であること」とは、入札参加資格確認申請書の提出の日から当該業務委託の履行期限までのいずれの日においても、該当しない者であることをいう。
- (3) 公告で指定された期限までに申請書及び申請書の添付書類（以下「添付資料」という。）を提出しない者は、本入札に参加することができない。

2-2 入札参加資格の確認等

- (1) 本件入札の参加希望者は、(2)に示す申請書及び添付資料を提出しなければならない。
入札参加資格の確認は、申請書の提出期限の日を基準として、開札後に、落札者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行う。入札参加資格がないと認めた者については、その結果を通知する。落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、確認結果の通知に代えるものとする。その他の者については、審査及び結果の通知を行わない。
- (2) 提出書類
 - イ 申請書
申請書は、山形県電子入札システムから電子的に提出すること。
よって、申請書を別途作成及びファイルを添付する必要はない。
 - ロ 確認資料
総合評価値通知書の写し
審査基準日が本申請の提出期限前1年7月以内であり、かつ、直近のものに限る。
なお、審査基準日が1年7月以内であっても、直近のものでない場合は参加資格なしとする。
 - ハ 申請書及び添付資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ニ 提出された申請書及び添付資料は無断で他の目的に使用しない。
 - ホ 提出期限以降における申請書の差替え及び再提出は認めない。

2-3 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、山形県電子入札システム又は任意の書面により、所管課長にその理由の詳細説明を求めることができる。
説明要求は、1-1に示した非資格理由説明要求の期日までに山形県電子入札システムへ登録（登録したことを担当部局（契約担当）に電話連絡すること。電話連絡がない場合は、回答できない場合がある。）又は非資格理由説明要求の期日までに非資格理由説明要求の場所へ書面を持参又は書留郵便により提出するものとし、ファクシミリによるものは受け付けない。
- (2) 所管課長は説明要求があった場合には、1-1に示した非資格理由回答の期日までに、説明を求めた者に対し、山形県電子入札システム又は書面により回答する。

3 入札関係書類等の取扱い

3-1 設計図書の閲覧及び貸出し

当該業務委託に係る設計図書について、次により閲覧及び貸出しを行う。

- (1) 閲覧及び貸出しが可能な設計図書

- イ 図面
- ロ 仕様書
- ハ 設計書

(2) 閲覧期間及び貸出期間

1-1に示した設計図書の閲覧及び貸出の期間、山形県電子閲覧システムにより閲覧に供する。なお、山形県電子閲覧システムによりダウンロードすることもできる。

山形県電子閲覧システムに障害が生じた場合は、閲覧方法を書面閲覧に変更することがある。

(3) 書面閲覧による閲覧の場合は、下記のとおりとする。

- イ 閲覧期間及び貸出期間

1-2に示した期間

- ロ 閲覧場所及び貸出場所

1-2に示した場所

(一部の設計図書は山形県電子閲覧システムにより閲覧に供するので、確認すること。)

3-2 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、1-1に示した期間内に山形県電子入札システムにより提出すること。
- (2) (1)の質問に対する回答は、回答書を1-1に示した期間、場所において閲覧に供するとともに、山形県電子入札システムにより行う。

3-3 質問の回答等に関する注意事項

質問に対する回答等に伴い、入札受付開始日1日前の午後4時までは、関係書類の訂正を行う場合がある。この場合、山形県電子閲覧システムのお知らせ欄に掲載するため、確認の上入札すること。

4 共通説明事項

4-1 入札及び開札

- (1) 入札は、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されている者（法人の場合は代表者又は代表者から入札、見積り等に関する権限の委任を受けている者。以下「入札参加資格者」という。）の電子署名を付して入札する。
- (2) 入札は、山形県電子入札システムにより行うものとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができるものとする。
- (5) 開札は、入札事務に関係のない山形県職員を立ち会わせて行う。ただし、書面による入札参加者がいない場合で、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められるときは、当該山形県職員を立ち会わせないことができる。

4-2 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞

退する場合は、山形県電子入札システム又は書面により行うものとする。

- (2) 書面により入札を辞退する場合は、辞退する入札の業務委託名、開札日、辞退する者の名称、入札を辞退する旨を記載した書面（任意様式）を入札書受付締切日時までに提出するものとする。
- (3) (2)の書面は押印を省略することができるが、押印を省略する場合は、書面の余白に責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載するものとする。
- (4) 入札書提出後は入札を辞退することができない。
- (5) 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

4-3 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしてはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たって、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書、その他契約担当職員等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行っていない、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない（第2項及び第3項の入札価格には、入札保証金の金額等又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約金額若しくは保証金額を含む。）。
- (4) 山形県電子入札システムによる入札参加者は、電子証明書（ＩＣカード）を不正に使用してはならない。

4-4 入札の効力

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- イ 入札公告に示した競争入札参加資格のない者（競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- ロ 申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- ハ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ニ 記名押印をしていない書面入札（ただし、外国人又は外国法人にあつては、代表者又は代理人本人の署名をもって記名押印に代えることができる。）
- ホ 金額を訂正した入札
- ヘ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- ト 明らかに連合によると認められる入札
- チ 同一業務委託の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- リ 設計図書及びこの入札説明書に対する質問を山形県電子入札システムにより提出する際に、題名又は質問内容に質問者を特定できる情報（企業名、個人名、電話番号等）を記入した者のした入札
- ヌ 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者のした入札
- ル 有効な電子証明書を取得していない者がした電子入札
- ヲ 所定の日時までに到達しない入札
- ワ 電子入札と書面入札を併せて行った者のした入札
- カ 書面入札の承諾を得ていない者のした書面入札
- ヨ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件等に違反した入札

4 - 5 落札者の決定方法

- (1) 開札後、落札決定を保留し、落札者を決定するために必要と認める範囲の者について入札参加資格の審査を行う。審査の結果、入札参加資格のあることが確認できた場合は、当該入札者を落札者に決定する。

審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者から入札参加資格を審査し、適格者が確認できるまでこれを行う。

なお、落札者の決定は開札日から起算して原則として3日以内（県の休日を除く。）に行う。

- (2) 最低制限価格制度

最低制限価格を設けたときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した入札参加者等のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (3) 落札決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、山形県電子入札システムにおける「電子くじ」により落札者を決定する。

4 - 6 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- (2) 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- (3) 適正な入札の執行を期するため必要があるときは、入札前にくじ等により入札参加者を減じた上で入札を執行することがある。

4 - 7 再度入札

- (1) 初回の入札で落札者とすべき者がいないときは、直ちに、又は別に日時を指定して、再度の入札を行うことがある。
- (2) 再度の入札は、原則として1回までとする。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。
 - イ 初回の入札において参加しなかった者
 - ロ 初回の入札において無効な入札又は最低制限価格未満の入札を行った者

4 - 8 契約書の提出

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に、これを契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を失う。

4 - 9 異議の申立て

入札参加者は、入札後、設計書、入札関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

4 - 10 その他

- (1) 落札決定を受けた山形県外に主たる営業所を有する入札参加者は、本契約締結時に現に有効な履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し及び現に有効な営業所長等（受任者）に対する委任状の写しを添付すること。
- (2) 保証契約に基づいて前払金を支払う。ただし、「繰越事業に係る留意事項」又は「債務負担業務委託説明書」が付されている場合は、支払時期に留意すること。
- (3) 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- (4) 申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがある。

5 書面入札手続の取扱い

5 - 1 書面入札の承諾手続

- (1) 書面により入札書の提出を行うことができる者は、書面入札の承諾を得た者に限る。書面入札の承諾手続は、「書面入札参加承諾願」（以下「承諾願」という。）を提出して行う。
- (2) 承諾願の提出期限等
書面入札の承諾を得ようとする者は、1 - 2に示した期限までに契約担当に承諾願を持参又は書留郵便により提出しなければならない。
- (3) 承諾願を提出する者は、政府調達に関する協定の適用を受ける業務委託である場合を除き、「山形県電子入札システムに係る書面入札承諾基準」の1又は2に該当することを示す書類を添付しなければならない。
- (4) 書面入札の承諾願の提出があった場合は、1 - 2に示した期限までに、その承諾又は不承諾を通知する。

5 - 2 書面入札の場合の入札手続

- (1) 入札参加資格の確認
申請書は、1-2に示した期限までに1-2に示した場所へ持参又は書留郵便により提出することとし、ファクシミリによるものは受け付けない。申請書の提出がない場合は、入札参加資格がないものとする。
- (2) 設計図書等の貸出し及び質問
1-2に示した期間、場所において設計図書の貸出しを行う。
総合評価落札方式、設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、1-2に示した期間内に1-2に示した場所へ持参又は書留郵便により提出すること。ファクシミリによるものは受け付けない。
質問に対する回答は、回答書を1-2に示した期間、場所において閲覧に供するとともに、山形県電子入札システムにより行う。
- (3) 入札書の提出
1-2に示した期間内に1-2に示した場所へ入札書を持参又は配達証明付書留郵便により提出すること。
入札書を提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、封かんの上、入札者の氏名、入札に係る業務委託名及び開札日を表記し、「入札書在中」の旨を朱書きすること。さらに、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に書面入札の承諾通知の写しを入れること。
配達証明付書留郵便での提出に当たっては、1 - 2に示した期間内に1 - 2に示した場所に到達する

こと。

(4) 入札書提出における「くじ入力番号」の記載について

書面入札に当たっては、電子くじに対応するため、「入札書」中の「摘要」欄に必ず「くじ入力番号」と記載して、任意の3桁の数字を記載すること。

なお、3桁のくじ入力番号の記載が無い場合は、3桁の数字「000」を記載したものとみなすので、留意すること。

5-3 開札への立会い

入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができるものとする。

開札に立ち会わない場合は、あらかじめ、開札結果の通知に必要な返信用封筒に受取人の住所、氏名及び名称等を明記の上、所定の料金の切手を貼り入札書とともに提出すること。

開札に立ち会う場合は、落札決定を受ける手続のため、次に掲げるものを持参すること。

- (1) 本件入札の書面入札承諾通知書
- (2) 委任状（代理人が立ち会う場合に限る。）
- (3) 印鑑（入札書に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）

5-4 その他の事項

書面入札に関する取扱いについて、ここに記載のない取扱いについては、電子入札と同様とする。

6 添付書類

なし